

室戸市人事行政の運営等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

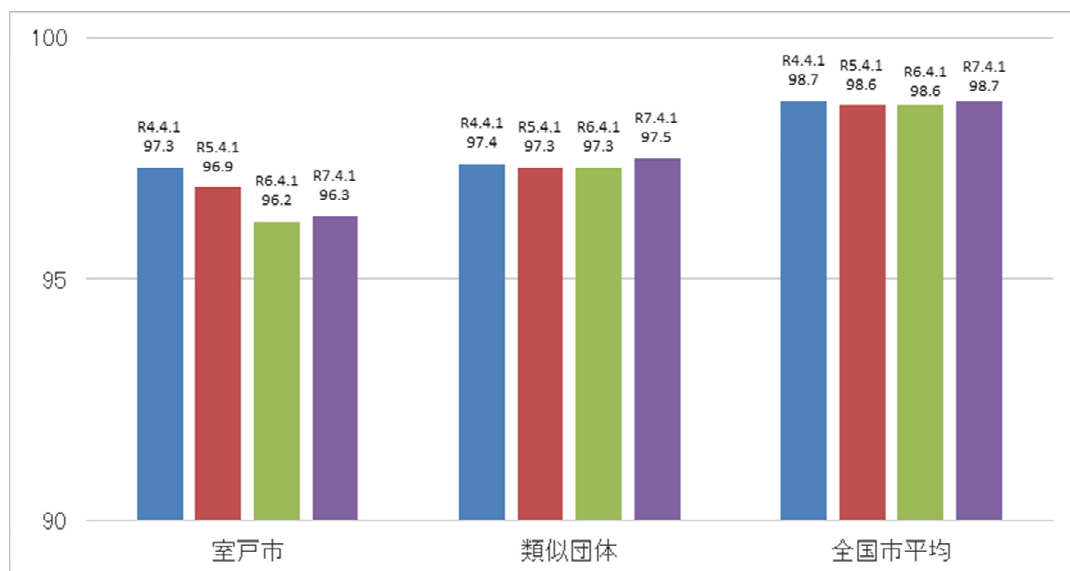
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和 5 年度の 人件費率
令和 6 年度	11,492人	15,108,719千円	545,653千円	1,687,187千円	11.17%	9.99%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6 年度	251人	885,823千円	154,871千円	354,836千円	1,395,530千円	5,560千円	5,916千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和 6 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- ※ 令和 7 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合
② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由および改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 （※人事委員会を設置していない団体は記載不要）

人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 3.0% の引上げ等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施

（給料表の改定実施時期）令和 7 年 4 月 1 日

（内容）国に準じた給料表に改正。

② その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
室戸市	39.7歳	311,502円	338,397円	315,269円
高知県	41.4歳	318,628円	383,990円	339,495円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体 (R6.4.1)	42.6歳	318,300円	374,345円	343,522円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)
室戸市	40.5 歳	4 人	257,250 円	270,563 円	270,175 円
うち学校給食員	40.3 歳	3 人	256,200 円	253,424 円	253,367 円
うち保育調理師	41 歳	1 人	260,400 円	321,978 円	320,600 円
高知県	60.1 歳	15 人	259,402 円	285,684 円	265,348 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	－ 円	330,553 円
類似団体 (R6.4.1)	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円

区 分	民間			参 考 年 収 ベー ス (試 算 値) の 比 較		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	公務員 C	民間 D	C/D
室戸市	－	－	－	－	－	－
うち学校給食員	調理師	46.6 歳	225,300 円	3,246,756 円	3,036,400 円	1.07
うち保育調理師						

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		室戸市	高知県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,200 円	総合職 230,000 円
				一般職 220,000 円
	高校卒	188,000 円	189,700 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

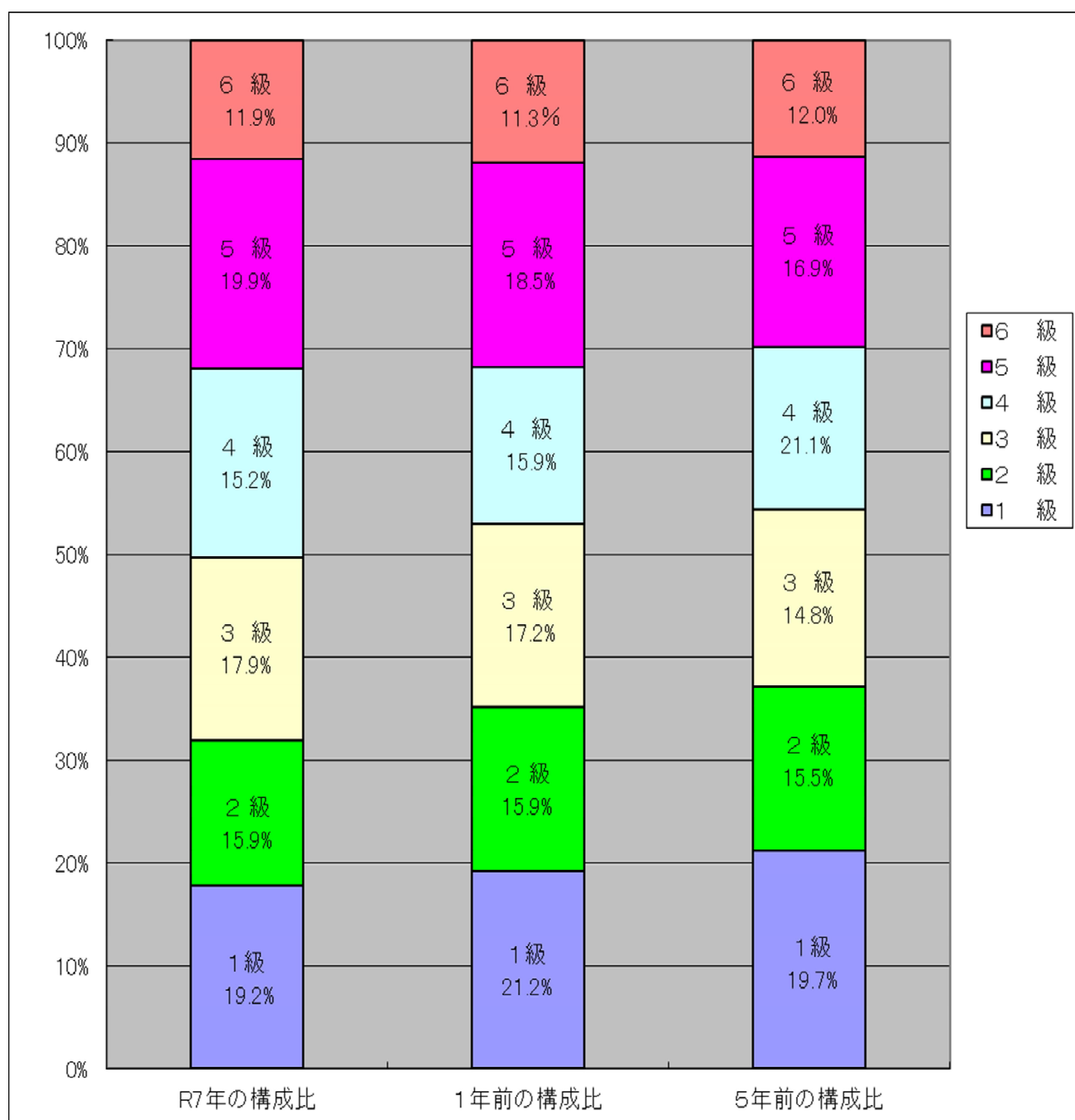
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	304,600円	363,260円	380,250円	384,100円
	高 校 卒	271,300円	334,200円	367,800円	378,800円
技能労務職	高 校 卒	－	－	－	－
	中 学 卒	－	－	－	－

3 一般行政職の級別職員数等の状況

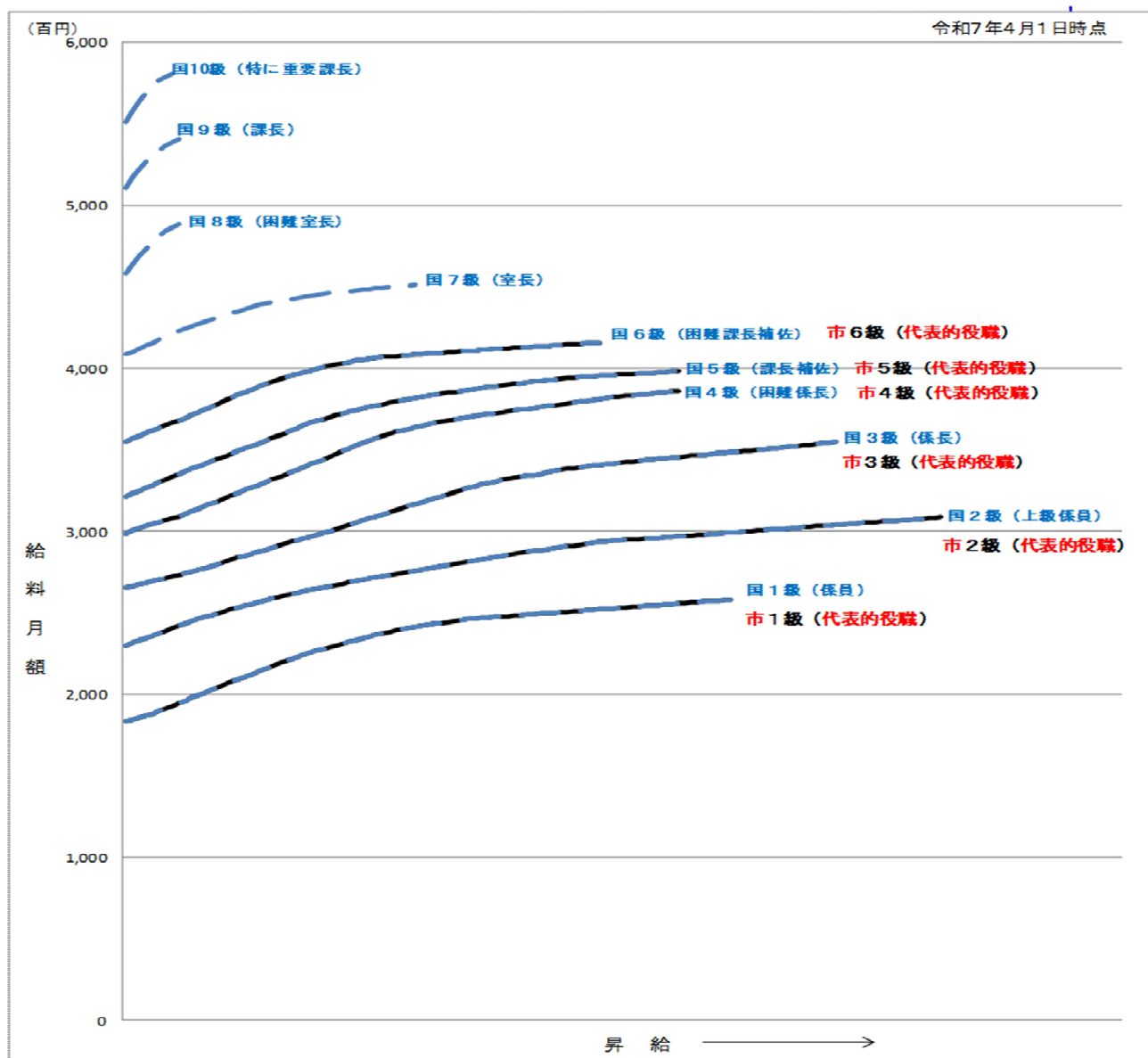
(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給与月額
1級	主事、主事補、技師補	29人	17.8%	183,500円	258,100円
2級	主事、技師	23人	14.1%	230,000円	308,500円
3級	主任、主幹	29人	17.8%	265,300円	354,700円
4級	班長	30人	18.4%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐	33人	20.3%	321,300円	398,200円
6級	課長	19人	11.6%	355,200円	415,700円

- (注) 1 室戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（室戸市）

令和6年年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

室戸市				高知県				国	
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)				—	
1,292 千円				1,620 千円					
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)	
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当	
6月期	1.25 月分		1.05 月分	6月期	1.25 月分	0.975 月分		6月期	1.25 月分
	(0.70月分)		(0.50月分)		(0.675月分)	(0.4875月分)			(0.70月分)
12月期	1.25 月分		1.05 月分	12月期	1.25 月分	0.975 月分		12月期	1.25 月分
	(0.70月分)		(0.50月分)		(0.675月分)	(0.4875月分)			(0.70月分)
計	2.50 月分		2.10 月分	計	2.50 月分	1.95 月分		計	2.50 月分
	(1.40月分)		(1.0月分)		(1.35月分)	(0.975月分)			(1.40月分)
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%	
・管理職加算 0%				・管理職加算 10～20%				・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（室戸市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ．人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

室戸市				国			
(支給率)	自己都合	勤奨・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (応募認定退職2～45%加算)		
(退職時特別昇給	無	)					
	自己都合	勤奨・定年					
1人当たり平均支給額	(令和6年度)	11,107千円	21,852千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

該当なし

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）		4,100 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		77,359 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）		21.1 %	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員および支給対象業務	支給実績 (令和 6 年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫手当	感染症等防疫または獣類の死体処理に従事した職員	0 千 円	日 額 1,000 円
行旅病人同死亡人 取扱手当	行旅病人の救護または移送をする作業に従事した職員	0 千 円	1 回 1,000 円
	行旅病人（無縁人骨の処理を含む。）を収容する作業に従事した職員	0 千 円	1 回 2,000 円
消防手当	火災、救助、水防等のため緊急出動した消防職員	96 千 円	1 勤 務 450 円
夜間特殊手当	消防職員で深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時まで）に通信、受付等の勤務に従事した職員	2,189 千 円	2 時 間 未 満 410 円 2 時 間 以 上 730 円
救急出動手当	救急業務に従事した職員	1,778 千 円	1 回 300 円
	救急救命士として業務に従事する職員		1 回 510 円
医師手当	病院または診療所において、医療業務に従事した医師	37 千 円	1 勤 務 25,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和 6 年度決算)	50,533 千 円
職員 1 人当たり平均支給額（令和 6 年度決算）	201 千 円
支給実績(令和 5 年度決算)	33,718 千 円
職員 1 人当たり平均支給額（令和 5 年度決算）	129 千 円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度 普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度普通会計 決算)
扶 養 手 当	子 10,000円 子以外 6,500円 (扶養親族のうち満15歳に達する日以後の年度の初めから満22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算)	同	—	21,756千円 (116人)	187,552円
住 居 手 当	家賃が27,000円以下のとき 家賃額-16,000円 家賃が27,000円から61,000円未満のとき (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 家賃が61,000円以上のとき 最高支給限度額28,000円	同	—	17,421千円 (77人)	226,246円
通 勤 手 当	通勤距離2k m以上の職員に支給 通勤距離2～3k mの職員に月額1,600円支給し、1k m増すごとに500円支給 上限は40k m	異	通勤距離5k m以上の職員に支給 上限は60k m	15,192千円 (131人)	115,970円
管理職手当	管理職(課長級)の職員に対して、 月額42,500円支給	異	管理または監督の地位にある職員に対して、職務の級における最高号給の給与月額100分の12を超えない範囲で支給	10,710千円 (21人)	510,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市長 副市長 教育長	680,000円 593,000円 568,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額
			985,000円／391,500円
			790,000円／420,000円 —
報 酬	議長 副議長 議員	320,000円 280,000円 260,000円	545,000円／230,000円
			475,000円／200,000円
			442,000円／180,000円
期 末 手 当	市長 副市長	(R6年度支給割合)	
		6月期	1.25月分
		12月期	1.25月分
	議長 副議長 議員	計	2.50月分
		(R6年度支給割合)	
		6月期	1.25月分
		12月期	1.25月分
		計	2.50月分
退 職 手 当	市長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
		給与月額×勤続年数×100分の400	10,560,000円 任期毎
		給与月額×勤続年数×100分の300	6,912,000円 任期毎
		給与月額×勤続年数×100分の200	3,306,000円 任期毎
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年＝48月 ※教育長3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(各 年 4 月 1 日) (単位: 人)

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門			令和7年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	業者委託による配置職員数の減
		総務企画	54	57	▲ 3	
		税 務	13	13	0	
		民 生	49	48	1	
		衛 生	17	15	2	職員配置見直しに伴う増
		農林水産	11	13	▲ 2	職員配置見直しに伴う増
		商 工	4	4	0	技術職員離職による減
		土 木	12	12	0	
		計	163	165	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 133人
		教育部門	15	17	▲ 2	職員離職による減
	消防部門	48	50	▲ 2	消防職員離職による減	
	計	63	67	▲ 4		
小 計			226	232	▲ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 186人
等会計部門	公営企業	水 道	5	6	▲ 1	職員離職による減
		その他(国保、介護)	12	13	▲ 1	職員離職による減
		小 計	17	19	▲ 2	
合 計			243	251	▲ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 202人
			[282]	[282]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	9人	17人	26人	35人	33人	32人	24人	28人	17人	18人	2人	243人

(3) 職員数の推移

(単位: 人)

部門別	年 度	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年	過去 5 年間の増減数(率)
一般行政		169	169	171	172	165	163	▲ 6(3.68%)
教育		19	16	17	16	17	15	▲ 4(26.7%)
消防		51	51	51	51	50	48	▲ 3(0.625%)
普通会計 計		239	236	239	239	232	226	▲ 13(5.75%)
公営企業等会計 計		21	21	21	18	19	17	▲ 4(23.5%)
総合計		260	257	260	257	251	243	▲ 17(0.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

7 職員の任用等の状況

(1) 採用者数（令和7年度）

（単位：人）

区分	男	女	計
一般事務 (R6.10.1採用含む)	3	2	5
保健師	0	0	0
保育士	0	0	0
調理師	0	0	0
土木技術職員	0	0	0
社会福祉士 (R6.10.1採用)	0	2	2
消防職員	1	0	1
計	4	4	8

※採用者数は再任用職員、会計年度任用職員を除いている。

(2) 退職者数（令和6年度）

（単位：人）

区分	定年退職	勸奨退職	その他	計
退職者数	1	2	12	15

※退職者は、再任用後の離職者、会計年度任用職員および非常勤職員を除いている。

(3) 再任用者数（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

区分	職員数
再任用者数	8

※左記のうち、短時間勤務職員は6人。

※再任用制度とは・・・年金支給開始年齢の引き上げに伴い、雇用と年金の接続を図るため、定年退職者等を対象に、希望するものを引き続き再任用職員として任用する制度である。

8 職員の勤務時間、勤務条件に関する状況

(1) 勤務時間および週休日、休日

- 勤務時間 月曜日から金曜日までの5日間
午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間 午後0時から午後1時）
1週間あたり38時間45分、1日につき7時間45分
- 週休日 日曜日および土曜日
- 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日または年末年始の休日（12月29日から1月3日までの日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

※特別の形態によって勤務する必要がある職員については、勤務時間等の特例を定めている。

(2) 休暇の種類

年次有給休暇	1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日または1時間単位で取得することができる。（時間単位で取得した場合は、7時間45分で1日に換算している。）また、当該年の翌年に20日を超えない範囲の残日数を繰り越しすることができる。
病気休暇	職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇である。公務上の負傷等特別な場合を除き、連続90日以内となっている。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇。
介護休暇（無給）	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病または老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇。 介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間において取得することができる。
介護時間（無給）	職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間について取得することができる。
組合休暇（無給）	職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇。1年において、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で取得することができる。

(3) 育児休業等

育児休業（無給）	職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業することができる。
育児短時間勤務（無給）	職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、週19時間25分から24時間35分までの法律等で定められた勤務形態により、職員が希望する日および時間帯において勤務することができる。
部分休業（無給）	職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業することができる。

9 職員の服務の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

令和6年	平均取得日数	20.4
令和5年	平均取得日数	17.7

(2) 育児休業・部分休業・介護休業の取得状況

○育児休業（令和6年度中に新たに育児休業を取得した職員の取得状況）

(単位：人)

区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月～ 1年以下	1年～ 1年6月以下	1年6月～ 2年以下	2年～ 2年6月以下	2年6月～
男性職員	4	4	0	0	0	0	0
女性職員	6	3	3	0	0	0	0
計	10	7	3	0	0	0	0

○部分休業 令和6年度取得者数 1人

○介護休業 令和6年度取得者数 0人

(3) 職務専念義務免除

職員は、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職責遂行に用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされている（地方公務員法第35条）が、法律または条例に特別の定めがある場合は、職務に専念する義務を免除されることができる。

【室戸市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（抜粋）】
第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。
(1) 研修を受ける場合
(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
(3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が特に定める場合

【室戸市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（抜粋）】
第2条 条例第2条第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。
(1) 市の特別職の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
(2) 当該職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体等の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
(3) 市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
(4) 国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行う場合
(5) 当該職員の職務に関連ある講習、試験等を受ける場合
(6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求を出し、若しくは法第49条の2の規定により不利益処分に関し、審査の請求をし、又はこれらの審理のため公平委員会の要求を受けて出頭する場合
(7) 職員団体の代表者として法第53条第6項の規定による口頭審理に出頭する場合
(8) 職員団体の代表として法第55条第8項の規定により市の当局と交渉する場合
(9) 法第55条第11項の規定により市の当局に対し、不満を表明し、又は意見を申し出る場合
(10) その他特別の事由がある場合

(4) 営利企業従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、もしくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならない(地方公務員法第38条)とされているが、任命権者の許可の基準および許可件数は次のとおりである。

【室戸市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（抜粋）】 （許可の基準）	
第3条	職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員及び前条各号に定める地位を兼ね、又は自ら営利企業を営む場合の任命権者の許可の基準は、次のとおりとする。
(1)	単に名目的のものであって、職務の遂行に支障をきたさず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合
(2)	職務の遂行に支障をきたさない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合
第4条	職員が報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合の任命権者の許可の基準は、次のとおりとする。
(1)	法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないものであって、職務の遂行に支障をきたさず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合
(2)	前号の場合において、職員の占める職と緊密な関係がある場合においても、任命権者が特殊の事情があると認めた場合

○令和6年度の営利企業従事許可の件数

区 分	件 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他これらに準ずる職を兼ねる場合	3
自らの営利を目的とする私企業を営む場合	1
報酬を得て、何らかの事業または事務に従事する場合	9

10 職員の分限および懲戒の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職、休職等がある。

○令和6年度に分限処分の状況

処分の事由 \ 処分の種類	降任	免職	休職	合計
勤務成績の不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	9	9
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究または指導に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死不明または所在不明となった場合	0	0	0	0
合 計	0	0	9	9

(注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を計上している。

2 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上している。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職がある。

○令和6年度の懲戒処分の状況

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
0	1	0	0	1

1 1 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

研修は、職員が現在ついている職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を取得させ、資質向上と勤務能率の発揮および増進させることを目的として研修を行っている。

○令和6年度に実施した研修の実績

研修区分	研修名	主催	受講者数
庁内研修	クレーム・カスハラ研修/論理的で分かりやすい文書の書き方研修/文書・起案・例規基礎研修	室戸市	94人
階層別研修	基本研修（管理職・一般職）/（新規採用、採用2年目、採用3年目、採用5年目、採用10年目、係長、課長補佐、課長）研修	こうち人づくり広域連合	51人
派遣研修	空き家対策の基本と指導・勧告の進め方/障害者福祉担当者の基本知識と実務/自治体職員が知っておくべき民法のポイント/地方自治体職員のための条例・規則立案の実務/外部委託・民営化事務の基礎知識と実務対応/事務のプロが教える！ミスがなくなる仕事術/官公庁向け事務引継ぎとマニュアル作成の実務/行政機関におけるデジタル化の推進と情報セキュリティ	日本経営協会	8人

1 2 職員の福祉の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な環境を形成するために、労働安全対策を行う体制を整備しているほか、人間ドックや成人病健診などを実施している。

(1) 労働安全衛生管理体制の状況

室戸市安全衛生委員会を設置し、労働災害を未然に防ぎ安全で働きやすい職場づくりをすすめている。

(2) 健康診断の実施の状況

実施内容	定期健康診断・ガン検診・人間ドック
------	-------------------

(3) 互助会制度

会員数	市の負担額	会員の掛金	事業内容
354 人	6,525 千円	6,525 千円	医療費助成、死亡弔慰金、傷病・災害見舞金、結婚・出産等祝金、休養施設利用助成等

(4) 公務災害の発生状況

令和 6 年度公務（通勤）災害認定件数	0 件
---------------------	-----

(5) 退職管理に関する状況

課長級職員が離職後 2 年間に営利企業等に再就職した場合は、条例の規定により任命権者に届け出ることとしている。

令和 6 年度の届出件数	0 件
--------------	-----

1 3 職員の利益の保護について

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（公平委員会）

業務の状況	令和 6 年度
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ、必要な措置をとること	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況（公平委員会）

業務の状況	令和 6 年度
職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決または決定すること	0 件